

## ○ふじみ衛生組合一般職の職員の給与 に関する条例施行規則

(平成3年3月30日)  
規則第1号)

改正 平成4年9月16日 規則第4号  
平成6年3月25日 規則第2号  
平成12年8月25日 規則第1号  
平成27年4月14日 規則第1号  
平成28年7月7日 規則第1号  
平成30年2月23日 規則第1号  
令和4年6月6日 規則第2号  
令和5年3月31日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年ふじみ衛生組合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当の額等)

第1条の2 条例第15条第1項の組合規則で定めるもの及び同条第2項の組合規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 管理職手当は、職員が病気その他の事由により月の1日から末日までの間の勤務を要する日の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給することができない。ただし、条例第6条第3項の場合及び公務上負傷し又は疾病にかかり条例第11条の規定に基づいて勤務しないことにつき承認があった場合はこの限りでない。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第2条 条例第15条の2第3項第1号の組合規則で定める額は、次に掲げる額とする。

- (1) 別表の区分1、区分2、区分6又は区分7の管理職手当支給月額を支給される職員  
1万2,000円
- (2) 別表の区分3、区分4、区分8又は区分9の管理職手当支給月額を支給される職員  
1万円
- (3) 別表の区分5又は区分10の管理職手当支給月額を支給される職員  
8,000円

2 条例第15条の2第3項第1号の組合規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が7時間を超える場合の勤務とする。

第2条の2 条例第15条の2第3項第2号の組合規則で定める額は、次に掲げる額とする。

- (1) 別表の区分1、区分2、区分6又は区分7の管理職手当支給月額を支給される職員  
6,000円
- (2) 別表の区分3、区分4、区分8又は区分9の管理職手当支給月額を支給される職員  
5,000円
- (3) 別表の区分5又は区分10の管理職手当支給月額を支給される職員 4,000円

2 条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合は、当該職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(三鷹市規則の準用)

**第3条** 条例第4条の初任給、昇格及び昇給の基準に関しては、三鷹市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成12年三鷹市規則第52号)を準用する。

2 条例第8条の3の規定に基づく住居手当の支給に関しては、三鷹市職員の住居手当に関する規則(昭和56年三鷹市規則第26号)を準用する。

3 条例第9条の規定に基づく通勤手当の支給に関しては、三鷹市職員の通勤手当に関する規則(昭和34年三鷹市規則第7号)を準用する。

4 条例第18条及び第19条の規定に基づく期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、三鷹市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成4年三鷹市規則第21号)を準用する。

5 条例附則第5項、第7項、第8項及び第10項の規定に基づく定年引上げに伴う特例措置については、三鷹市職員の給与に関する条例附則第4項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則(令和5年三鷹市規則第32号)を準用する。

6 その他条例の施行に関しては、別に定めのあるものを除き、三鷹市職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年三鷹市規則第4号)を準用する。

#### 附 則

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則に該当する事項について既にとられた措置は、この規則に基づいてとられたものとみなす。

3 条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「別表のとおり」とあるのは「別表の額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に掲げる額」とあるのは「に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則 (平成4年9月16日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年9月1日から適用する。ただし、改正後の第4条

第4項の規定については、平成4年6月1日から適用する。

附 則（平成6年3月25日規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成27年4月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月23日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、令和4年3月31日から適用する。

附 則（令和5年3月31日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に係るこの規則による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例施行規則別表の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、別表中「再任用職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

別表 (第1条の2関係)

管理職手当支給月額

区分	支給する者の範囲	管理職手当支給月額
1	一般職の職員（再任用職員を除く。以下この表において同じ。）であって事務局長の職にある者	115,000円
2	一般職の職員であって事務局次長の職にある者	106,500円
3	一般職の職員であって課長の職にある者	89,000円
4	一般職の職員であって主幹の職にある者	83,000円
5	一般職の職員であって課長補佐又は副主幹の職にある者	67,800円

備考 この表の2以上の区分に該当する職員の管理職手当支給月額は、その職員に適用されるべき管理職手当支給月額のうち、その値が最も大きいものをもって、その者の管理職手当支給月額とする。